省　令

○厚生労働省令第三十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第七条の規定に基づき、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十三日

厚生労働大臣　小宮山洋子

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「十五万八千八百円」を「十五万八千三百円」に、「七万九千四百円」を「七万九千百五十円」に改め、同条第二号イ中「十五万八千円」を「十五万七千五百円」に改め、同号ロ中「七万九千円」を「七万八千七百五十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十四年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

○厚生労働省・国土交通省令第一号

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）の施行及び介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第二十五号）の一部の施行に伴い、公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十三日

厚生労働大臣　小宮山洋子

国土交通大臣　前田　武志

公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部改正）

第一条　公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令（平成八年厚生省・建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「第八条第十八項」を「第八条第十九項」に改める。

（国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省・国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

第六条第九号中「第八条第十九項」を「第八条第二十項」に改める。

第十一条第一号ロ中「一級課程若しくは二級課程」を「介護職員初任者研修課程」に改め、「修了者」の下に「（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第二十五号）附則第二条の規定により介護職員初任者研修課程を修了した者とみなされる者を含む。）」を加える。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定（国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第十一条第一号ロの改正規定に限る。）は、平成二十五年四月一日から施行する。

○防衛省令第五号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十五条第二項の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十三日

防衛大臣　田中　直紀

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第六部員の項第三号中「又は国家公務員採用Ⅰ種試験」を「、国家公務員採用Ⅰ種試験、国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）又は国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第八十一号

航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）第一条第二項の規定に基づき、昭和四十七年自治省告示第二百四十四号（航空機燃料譲与税法第一条第二項の市町村を指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十四年三月に譲与すべき航空機燃料譲与税から適用する。

平成二十四年三月二十三日

総務大臣　川端　達夫

「島根県　益田市
同　簸川郡斐川町」を
「島根県　出雲市
同　益田市」
に改める。

○政治資金適正化委員会告示第十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十四年三月二十三日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
四一二六	二四、三、二	平山　貴光
四一二七	二四、三、二	髙見　哲也
四一二八	二四、三、二	本行　隆之
四一二九	二四、三、二	横山　正憲
四一三〇	二四、三、二	神田　好
四一三一	二四、三、二	中川　健一
四一三二	二四、三、二	恒吉　良典
四一三三	二四、三、二	山本　隆行

○法務省告示第百十三号

山口市役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十四年四月二十三日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば山口市役所又は山口地方法務局に照会すること。

平成二十四年三月二十三日

法務大臣　小川　敏夫

山口県吉敷郡山口町大字荒高第八番第一地

吉岡　又蔵

○法務省告示第百十四号

三重県度会郡南伊勢町役場保存の次の除籍が滅失した。

平成二十四年三月二十三日

法務大臣　小川　敏夫

三重県度会郡五ヶ所村大字中津濱浦二百六十三番地

西井政次郎

○法務省告示第百十五号

土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三条第一項第七号の規定に基づき、同号の団体として次の団体を指定する。

平成二十四年三月二十三日

法務大臣　小川　敏夫

名　称	主たる事務所
大分県土地家屋調査士会	大分市城崎町二丁目三番十号

○法務省告示第百十六号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十四年三月二十三日

法務大臣　小川　敏夫

住所　東京都武蔵野市境南町３丁目25番18号
プラ・ソパクトラ　昭和54年２月15日生
ピット・ティダー　昭和55年10月18日生

住所　長崎市文教町３番57号
具夕輝　平成元年８月８日生

住所　東京都板橋区桜川３丁目10番11号
孫玉純　昭和49年２月２日生

住所　東京都立川市高松町１丁目18番30号
南佑佳　昭和55年３月14日生

住所　広島市中区基町16番12―204号
呂世強　昭和56年11月10日生

呂琳夏　平成23年７月５日生

住所　広島市西区竜王町12番１―916号
金鉉旭　昭和39年11月８日生